資料

第3回計量制度検討小委員会議事要旨(3)

（2627号④面のつづき）

2月21日、経済産業省

◇計量法の見直しに当たっては、民間負担の軽減や経済の活性化のために、規制の対象は最小限にすべき。規制する場合にあっても民間負担の軽減を常に念頭においた、合理的かつ効率的なものとすべき。安全・安心ということに対しては、当然、最大の配慮が払われるべきであるが、被害の発生の可能性が小さいものについては、検査・検定業務を事業者自身に委ねるとの政府の方針が出されている。また、現在、国や独立行政法人が独占的に行っている検査・検定業務があるが、これらは、ともすれば非効率となりがちであるため、民間に開放すべき。安全・安心と規制改革がうまく両立するような見直しにしていただきたい。

◇今までコストをかけて行政が行ってきたことについて、そのコストを削減するから、当該事項の監視役は消費者が担うという前提は疑問。適正計量がなされていないものについて、そのチェックを消費者全てができる訳ではないのに、それをチェックしなかった方が悪いというのはおかしい。ガラス製体温計を例にとると、現状が正しい姿とは決して思わないが、検定所が実施している検定の段階で、製造業者が品質管理を適切に行っていないことが原因の粗悪品を、市場に出回る前に止めていることは事実。民にできることは民にという美しい理念に沿ってさえいれば全て正しいということではなく、その結果により安全・安心が損なわれるのであれば、その理念と少し違っていても安全・安心が確保されるまで行政が実施していくといった、柔軟な考え方をとるべき。体温計について、JISマークの活用という手段もあり得ると聞いているが、今まで何十年とJISマークの対象となっていなかった製品について、ある時からその対象になったとしても、マークが付いていないことをもって品質が劣っているかもしれないと判断することは難しい。指定製造事業者制度を再検定品・修理品まで適用できるようにすることに関して、電気計器について、その修理事業者は、ほぼ100％電力会社の子会社と聞いている。公平性の観点から問題があると考える。

◇プロ同士の取引・証明に関しては規制緩和してもよいが、一般消費者の日常生活に関与する部分については従来どおり、きちんと行政が対応していくべき。構造計算書偽装問題では、競争の原理が働かないにも関わらず、検査・検定が民に移管されている。

◇指定製造事業者制度を再検定品・修理品まで適用できるようにすることに関して多いに賛成。平成5年に導入された指定製造事業者制度は、一定の品質管理能力を有する事業所に自主検定を認める制度であって、現在120を越える事業者が指定を受けている。それまで検定所が行っていた業務を代替しており、まさしく民間活力の活用の成功例といえる。本制度を更に維持・発展させることが計量行政に関わる規制改革・行政改革にとって重要と考える。主として初回検定のみならず、再検定品や修理品にまで適用を拡大できれば民間活用にもつながる。

◇規制緩和は、緩くなるとかいい加減になるというイメージがあるが、本来は、厳しい基準のまま主体が官から民に移行することである。これにより不利益がもたらされるイメージがあるということは、如何に社会が安全と安心を違って捉えているかということ。安全と安心は違う。社会が何を求めているのかに応えることも重要。行政機関が実施していた検査・検定について、第三者機関による認証とするときには、当該機関をどのように管理・監督しているのかと併せて説明していかないと、信頼や安心感が得られない。監視強化を明記すべき。

［第2WG］

◇自治体においては、行財政改革の進展により、今後10年を見据えたときに現状の体制が維持できるか危機感を持っており、検査・検定の実施方法についても変えていかざるを得ない状況が出てくるとことが想定される。その意味で、市場による監視機能を生かしていくという点は中長期的なスパンから見たときの自治体における計量行政の将来像を示唆したもので、時宜を得たものであると考えている。

◇検査・検定の対象は真に必要なものに絞っていただきたい。都道府県を対象にアンケートを行っており、その結果を踏まえると、今後は、これまで以上に指定検定機関や指定検査機関等の民間機関を活用することが必要ではないかと考えている。また、制度設計にあたっては、特定計量器の使用者を含む事業者、自治体及び国の責務の明確化、民間の検定機関等の責任の明確化・罰則の強化並びに自治体の立入検査の充実・強化といった枠組みで考えていただきたい。更に、離島などの特殊事情がある地域における検定等については、コストが高く経費的にも厳しいので、このような点についても配慮したような枠組みの検討をお願いしたい。

（次号以下につづく）

資料

計量法改正関連

法律、政令、省令

登録免許税法改正関連

法律第十号

所得税法等の一部を改正する等の法律

［略］

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

［略］

別表第一を次のように改める。

別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十八条、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
［略］		
三十二　人の資格の登録若しくは認定又は技能証明		
［略］	［略］	［略］
（二十三）計量法（平成四年法律第五十一号）第百二十二条第一項（登録）の計量士の登録	登録件数	一件につき三万円
［略］		
百十四　計量器の校正等に係る事業者の登録又は認定特定計量証明事業者の認定		
（一）　計量法第百四十三条第一項（登録）の計量器の校正等に係る事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
（二）　計量法第百二十一条の二（認定）の認定特定計量証明事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条

［略］

4　新登録免許税法別表第一第六十五号（二）、第七十七号（一）から（五）まで又は第百十四号（二）に掲げる登記等の申請書を平成十八年一月一日前に登記官署等に提出した者が施行日から同年四月三十日（同表第七十七号（一）から（五）までに掲げる登記等にあっては、同年五月三十一日）までの間に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、当該登記等については、登録免許税を課さない。

［略］

（計量法の一部改正）

第百九十三条　計量法（平成四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

◇

政令第百二十八号

登録免許税法施行令の一部を改正する政令

［略］

附　則

［略］

（計量法関係手数料令の一部改正）

第十一条　計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八号」を「第十七号」に改める。

別表第一中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同表第九号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同表第八号とし、同表第十号を同表第九号とし、同表第十一号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十二号中「第十一号」を「前号」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第十三号中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十四号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同表第十三号とする。

（計量法関係手数料令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第七十六号）附則第二条の規定により同法第一条の規定による改正後の計量法（平成四年法律第五十一号）第百四十三条第一項の登録を受けているものとみなされた者が、同項の規定による登録を受けようとする場合の手数料の額については、前条の規定による改正後の計量法関係手数料令別表第一第八号ト欄中「八万千五百円」とあるのは「七万四千百円」と、「十八万三千五百円」とあるのは「十三万四千百円」とする。

◇

○経済産業省令第三十七号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）の施行に伴い、及び計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日　経済産業大臣　二階　俊博

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五十五条中「第五十四条第五項各号」を「前条第四項各号」に改める。

第五十六条中「第五十四条第五項第一号」を「第五十四条第四項第一号」に改める。

第九十条の二中「第九号」を「第八号」に改める。

第九十一条の四から第九十一条の六までの規定中「第十三号」を「第十二号」に、「第十四号」を「第十三号」に改める。

様式第六十六の備考2を次のように改める。

2　申請書には、登録免許税の納付書又は当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙をはること（登録免許税の納付証書に

あっては、申請書の裏面にはること。）。

様式第八十一中「第13号」を「第12号」に改める。

様式第八十一の二中「第14号」を「第13号」に改める。

附　則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

計量法施行令の一部改正

政令第百六十四号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号）附則第八条第三項及び第九項、第九条第三項並びに第十二条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章　関係政令の整備

［略］

（計量法施行令の一部改正）

第七条　計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六号の二第一号を次のように改める。

一　独立行政法人労働安全衛生総合研究所

［略］

附　則

この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。ただし、第十七条の規定は、公布の日から施行する。

総務大臣　竹中　平蔵
財務大臣　谷垣　禎一
文部科学大臣　小坂　憲次
厚生労働大臣　川崎　二郎
経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　北側　一雄
環境大臣　小池百合子
内閣総理大臣　小泉純一郎

JCSS 0094
液柱型圧力計
水柱、水銀柱
重錘型圧力計
気体 絶対圧から
油体500MPaまで
各種圧力計のJCSS校正
ができます。
デジタル気圧計

卸
（各種模さ計）